資料１

第３次十和田市総合計画
基本構想（原案）

十　和　田　市

目　次

＜序論編＞
序 第３次総合計画の策定にあたって..... 1
　１ 第３次総合計画策定の背景と目的..... 1
　２ 第３次総合計画の構成と期間..... 2
　３ 第３次総合計画の特徴..... 3

Ⅰ まちづくりを取り巻く現状と課題..... 5
　１ 国内の社会経済動向..... 5
　２ 十和田市の概況..... 9
　３ 今後のまちづくりに向けた重点課題..... 22

＜基本構想編＞
Ⅱ まちづくりの目標..... 24
　１ まちの将来都市像..... 24
　２ まちづくりの基本理念..... 25
　３ まちづくりの政策..... 26

＜序論編＞

序 第３次総合計画の策定にあたって

1 第３次総合計画策定の背景と目的

総合計画は、わたしたちの日々の暮らしにとって最も身近な行政機関である市における最上位の行政計画であり、市が目指すべき将来像を掲げ、これを実現するために総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための指針となるものです。

現在の十和田市は、平成 17（2005）年に十和田市と十和田湖町が合併して誕生しており、平成 19（2007）年４月に策定した、第１次十和田市総合計画では、「感動・創造都市～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～」を将来都市像に掲げました。さらに、平成 29（2017）年３月には、令和８（2026）年度までを計画期間とする第２次十和田市総合計画を策定し、「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて積極的に取り組んできました。

近年、わたしたちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症の拡大は医療体制や地域経済、日常生活に深刻な影響を及ぼし、社会の脆弱性を浮き彫りにしました。加えて、国際情勢の不安定化、物価高騰やエネルギー問題など、これまでの国際秩序や経済環境を前提とした枠組みでは対応が難しい課題が次々と顕在化しています。

また、人口減少と少子化・超高齢社会の進行に伴い、経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下、財政的な制約がこれまで以上に強まることが懸念されるなか、行政が単独で課題の解決を図ることは困難な状況となりつつあり、市民参画による協働のまちづくりの重要性は、より一層高まっています。さらに、自治体ＤＸや働き方改革など、行財政運営は大きな転換期を迎えています。

このような厳しい時代潮流のなか、豊かな自然やアートが融合した本市ならではの地域特性を最大限に活かし、将来にわたって持続可能で魅力のあるまちの実現を目指して、今後 10 年間を見据えた第３次十和田市総合計画を策定しました。

本計画は、市民一人ひとりが住み・働き・学ぶ場としての十和田市に誇りと自信をもち、まちの強みを伸ばし弱みを克服するために一丸となって取り組むことで、次の世代に継承できる希望に満ちた十和田市を確立することを目的としています。

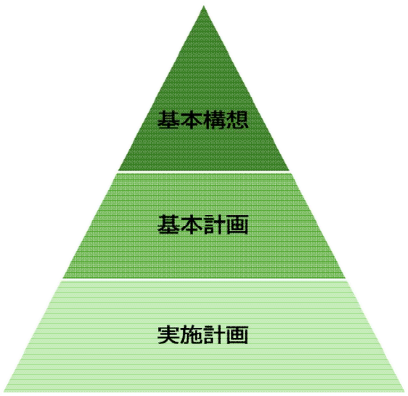
2 第３次総合計画の構成と期間

第３次十和田市総合計画は、十和田市まちづくり基本条例第 14 条の規定に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位の行政計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画の３層で構成しています。

（１）基本構想

市全体として目指すべきまちの将来都市像や、すべての行政分野にわたって共通するまちづくりの基本的な考え方である基本理念及びその実現に向けて骨格となる、まちづくりの方針を示しています。計画期間は、令和９（2027）年度を初年度とし、令和 18（2036）年度を目標年度とする 10 か年としています。

図表　第３次十和田市総合計画の構成



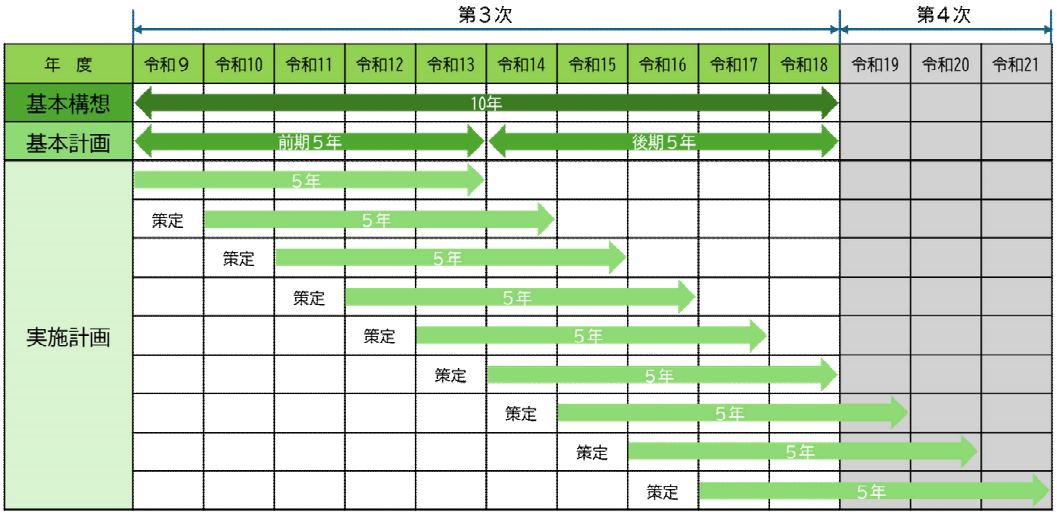
（２）基本計画

基本構想の実現に向けて、予算・職員・施設などの限りある行政の経営資源を重点的・優先的に投入し推進する施策や、個別の行政分野ごとにまちづくりの目標や基本的な取組方針を体系化して示しています。急速な変化を続ける社会経済情勢や国・県の制度改正など、様々な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、計画期間は前期５年間、後期５年間としています。

（３）実施計画

基本計画に掲げた取組方針を実践するため、個別具体の事業と年度別の計画を示し、毎年度の予算編成の指針をなすものです。計画期間は５年間（常に５年先を見据えた計画）とし、施策や事業の実効性を確保するため、毎年度ローリング方式による見直しを行います。

図表　第３次十和田市総合計画の計画期間



3 第３次総合計画の特徴

人口減少の克服を重点課題として捉え、行政の経営資源をより一層効果的に活用し、持続可能なまちづくりを推進するため、これまで個別に策定していた「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」及び「十和田市行政改革大綱」を包含した計画とし、一体的に管理することで、整合性や効率化、相乗的な効果促進を図ります。

《 まち・ひと・しごと創生総合戦略 》

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、急速な少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある社会を創ることを目的とした計画です。

本市では、国・県の戦略も踏まえ、住み続けたいまちとなることを目指し、「十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、その実現に向けて、事業の継続・強化に加え、新たな視点での取組を進めています。

《 行政改革大綱 》

少子高齢化に伴う人口減少の進行など、行政を取り巻く環境は変化を続けており、自治体が住民サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、行政改革に取り組み、効率的な行政運営に努めていく必要があります。

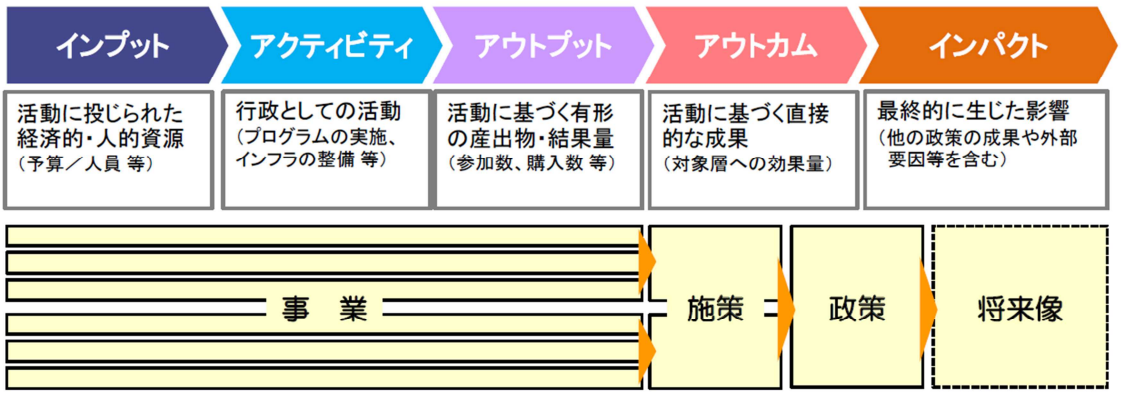
本市では、平成 17 年度から５年ごとに「行政改革大綱」を策定し、多様化・高度化する市民ニーズに対応できるよう、行政改革の取組を進めています。

また、計画の実効性を確保しつつ、市民・民間事業者・地域活動団体など、地域経済社会を構成する多様な主体との協働によるまちづくりを推進するため、次のような特徴を兼ね備えた計画としています。

（１）ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）を活用した計画

第２次十和田市総合計画の検証・分析を行った上で、信頼性や客観性の高いデータなどを活用したＥＢＰＭ（Evidence Based Policy Making 証拠に基づく政策立案）の考え方を取り入れ、アウトカム（成果）を起点とした基本計画を策定します。

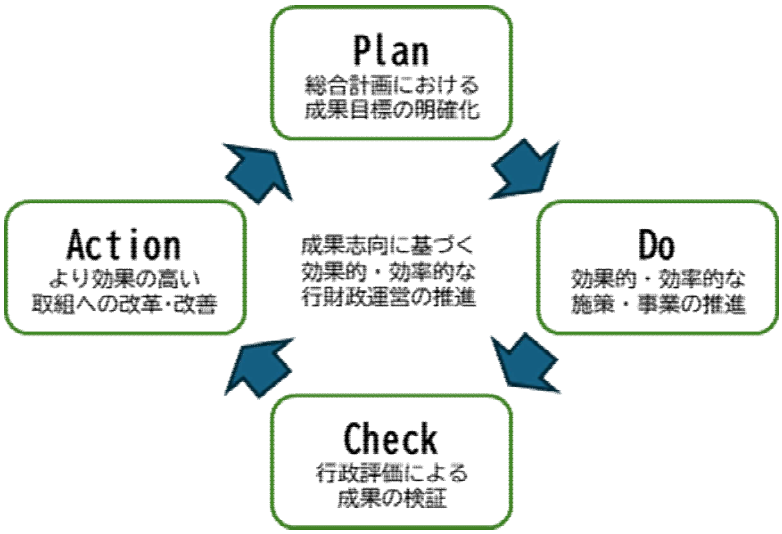
図表　第３次十和田市総合計画の政策立案の目指す姿



（２）実行性のある計画づくり

ＰＤＣＡサイクル（Plan Do Check Action）にしたがい、毎年度ローリング方式による実施計画の見直しを行うことで、施策・事業の継続的な改善とその改革に取り組みます。また、時代や社会動向などの変化に柔軟に対応できるよう、適切に計画の進行管理を行います。

図表　第３次十和田市総合計画を起点とするＰＤＣＡサイクルのあるべき姿



（３）市民と行政がともに作る計画

市民一人ひとりがまちづくりに関心をもち、将来都市像の実現に向けて取り組むことができる計画とするほか、年齢や性別などにかかわらず、ダイバーシティの視点から様々な立場の方の意見を集約するなど、多様な市民参画の機会を設けます。

※「ダイバーシティ」とは、「多様性」を意味し、年齢、性別、人種、国籍、宗教、性的指向、障害の有無、価値観、働き方などにかかわりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会のこと

（４）ウェルビーイング（市民の幸福度）を指標に取り入れた計画

政策的な指標を達成するだけではなく、市民の幸福度を重要な指標の一つと位置付け、暮らしやすさや幸福感を数値化した「地域幸福度（Well-Being）指標」を取り入れることで、市民の状況や実態を把握し、施策に反映します。

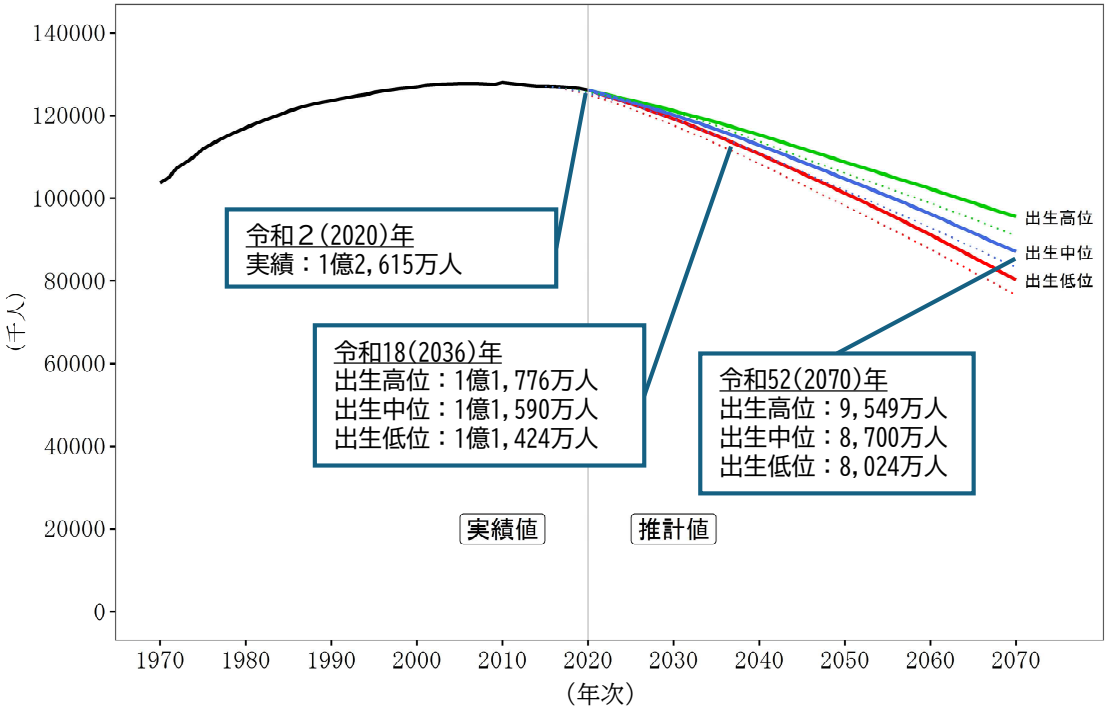
Ⅰ まちづくりを取り巻く現状と課題

1 国内の社会経済動向

（1）人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めるまちづくりの推進

○ 我が国の人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に移行しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和５（2023）年推計、出生・死亡中位）」によると、今後、人口は令和 18（2036）年には約 1 億 1,590 万人まで、令和 52（2070）年には約 8,700 万人まで減少すると予測されています。

図表　我が国の人口の推移と長期的な見通し



※　実線は令和５（2023）年推計、破線は平成 29（2017）年推計
　　令和５（2023）年推計は、令和 52（2070）年の合計特殊出生率について、出生高位では 1.64、出生中位では 1.36、出生低位では 1.13 として推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和５（2023）年推計）結果の概要」（令和５（2023）年４月）を加工して作成

○ 国では、将来にわたって「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を目指した地方創生の実現に向けて、まち・ひと・しごと創生法を制定し、平成 26（2014）年 12 月には、我が国全体の人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、その後５か年の政府の施策の方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しています。

○ これを受け、全国の自治体では、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、平成 27（2015）年度中に、各自治体における人口の現状と将来展望を示した「地方人口ビジョン」と、地域の実情に応じた「地方版総合戦略」の策定が努力義務として求められました。本市においても同年度に「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定し、その後、社会情勢の変化などに合わせて、令和２（2020）年度、令和７（2025）年度に改訂を行っています。

○ さらに国は、令和７（2025）年６月に「『強い』経済」「『豊かな』生活環境」「新しい日本・楽しい日本」を目指す姿として掲げた、「地方創生 2.0 基本構想」を閣議決定しました。市町村は、当面の人口減少を正面から受け止めた上で、関係者を巻き込み地方創生 2.0 基本構想の取組を推進することが求められています。

○ 人口減少・少子高齢社会の進行は、地域経済社会の安定や成長を大きく損なうとともに、これまで多くの現役世代層に支えられていた社会保障制度の持続可能性の低下を招くなど、我が国全体がかつて直面したことのない深刻な問題を引き起こしており、今後もこの状況が続くものと見込まれています。

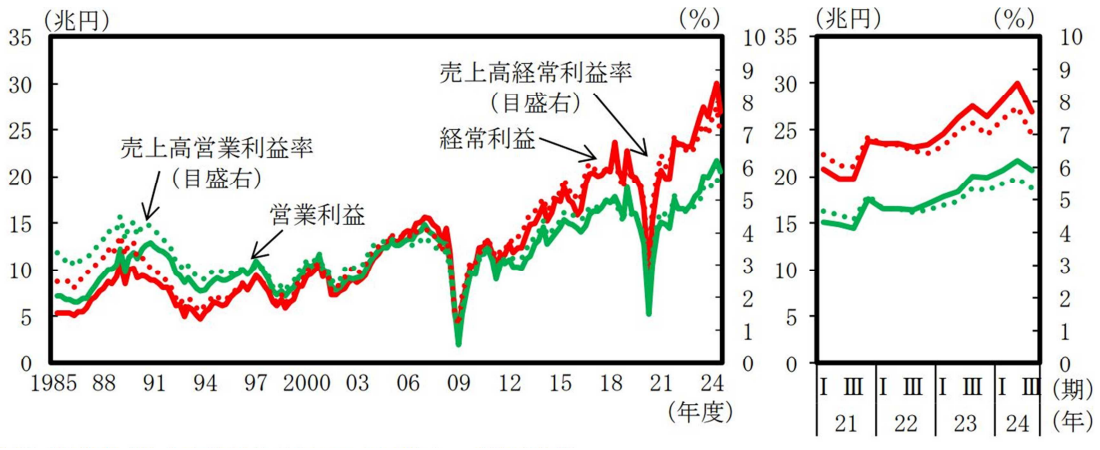
○ このため、本市においても、行政の経営資源を最適に配分しながら、若い世代の定住や地域経済活力の維持・増進に向けた取組をこれまで以上に強化するなど、人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めるためのまちづくりを、計画的かつ着実に推し進めていく必要があります。

（２）付加価値創出型の新しい地方経済の創生に向けたまちづくりの推進

○ 内閣府が令和７（2025）年７月に公表した「令和７年度 年次経済財政報告」によると、我が国の経済は、緩やかな回復基調を続けており、名目ＧＤＰや賃金上昇率、賃上げ率など各所においてこれまでにない明るい動きが見られるなど、賃金と物価の好循環がようやく回り始め、定着しつつあり、コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものにすることが極めて重要な局面になっているとされています。

○ 近年の企業収益の動向をみると、令和３（2021）年度以降、経常利益・営業利益ともに増加傾向にあり改善が続いていますが、円安の進行による変動費増加や、賃上げに伴う人件費増加といったコスト要因が中小企業の利益を下押しする状況もあり、直近ではこれら利益の増加テンポが緩やかになっています。

図表　企業の経常利益・売上高経常利益率



※　・緑実線は営業利益、緑破線は売上高営業利益率
　　・赤実線は経常利益、赤破線は売上高経常利益率
出典：内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「日本経済レポート（2024 年度）」（令和７年２月）

○　令和７（2025）年以降は、昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年頃の戦後のベビーブームに生まれた、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となり、年金・医療・介護といった社会保障費の増大が見込まれるなど、今後 10 年から 20 年先を見据えた場合、我が国の経済はさらに厳しい局面を迎えることが懸念されます。

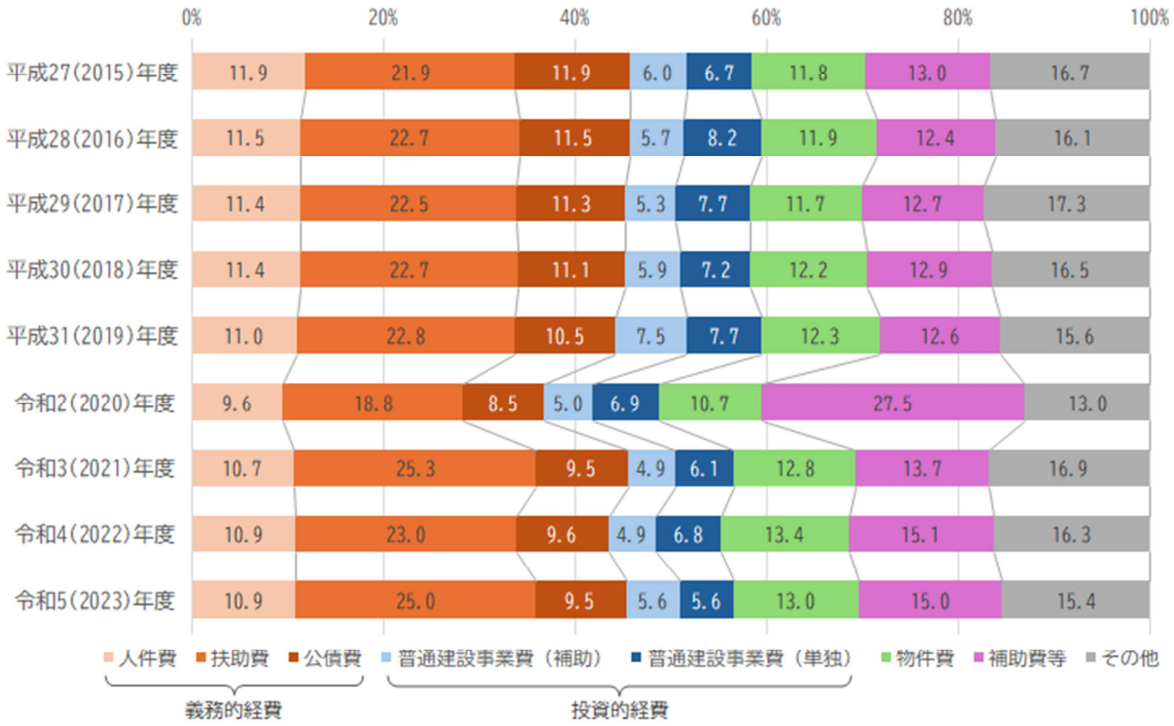
○　今後、さらなる高齢化の進行により、全国的に高齢者向けの医療・介護や買い物などの生活支援サービスに対する需要が確実に高まっていくと考えられます。このため、本市においても、今後を踏まえた施策を講じることで、市外への所得の流出を防ぎ、地域のなかで消費が拡大するよう、拠点性を高めていく必要があります。

○　あわせて、既存企業の経営基盤の強化・安定化や市内で新たに起業・創業を希望する事業者に対する支援の強化などに取り組み、市外から新たな所得を獲得することで、より足腰の強い自立型の産業経済構造を構築する必要があります。

（３）より広範な分野における多様な主体との協働によるまちづくりの推進

○　青森県内の各市町村における性質別歳出構成（決算）は、扶助費の割合が最も高く、約４分の１を占めており、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和２（2020）年度を除き、人件費などを含めた義務的経費が４割を超える水準で推移しています。

図表　青森県内市町村における性質別歳出構成（決算）の推移



出典：青森県「市町村財政概要」

○　今後、少子高齢化のさらなる進行により扶助費が増加するとともに、要介護者や交通弱者への対応、既存の公共施設や道路・上下水道など、市民の生活を支えるインフラ施設の維持・管理や長寿命化をはじめ、様々な行政サービスの需要が大きく高まると見込まれる一方、人口の減少や企業活動の縮小などによって、投資余力の低下が深刻化することが懸念されます。

○　こうした状況のもと、本市が将来にわたり持続可能な自治体経営を推進するためには、これまで以上に地域の特性や実情に応じた、自主・自立のまちづくりを積極的に推進する必要があり、より広範な分野において、行政と市民・民間事業者・地域活動団体など、地域経済社会を構成する多様な主体との協働による取組を強化することが求められています。

2 十和田市の概況

（１）まちの位置及び地勢

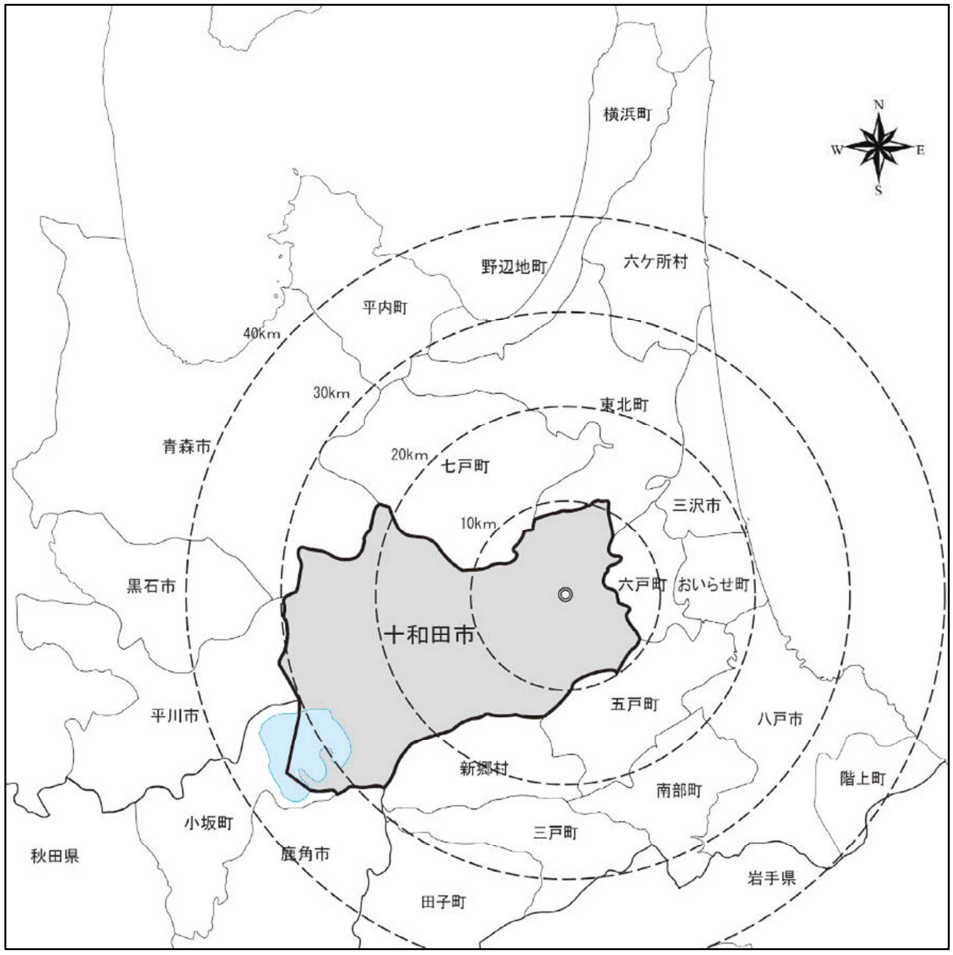
○ 本市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、市域面積は 725.65 ㎢で、県内 40 市町村中、むつ市（市域面積 864.16 ㎢）、青森市（824.61 ㎢）に次ぐ３番目の広さを有しています。

○ 内陸部の高台に位置していることから、津波のリスクがなく、市街地は平坦な地形により、土砂災害の影響を受けにくい地勢を有しています。

○ 西部には大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などの山地が広がり、十和田湖を源とする奥入瀬川が太平洋へと注いでいます。また、東部には三本木原台地が広がり、市街地と農村地帯が形成されています。

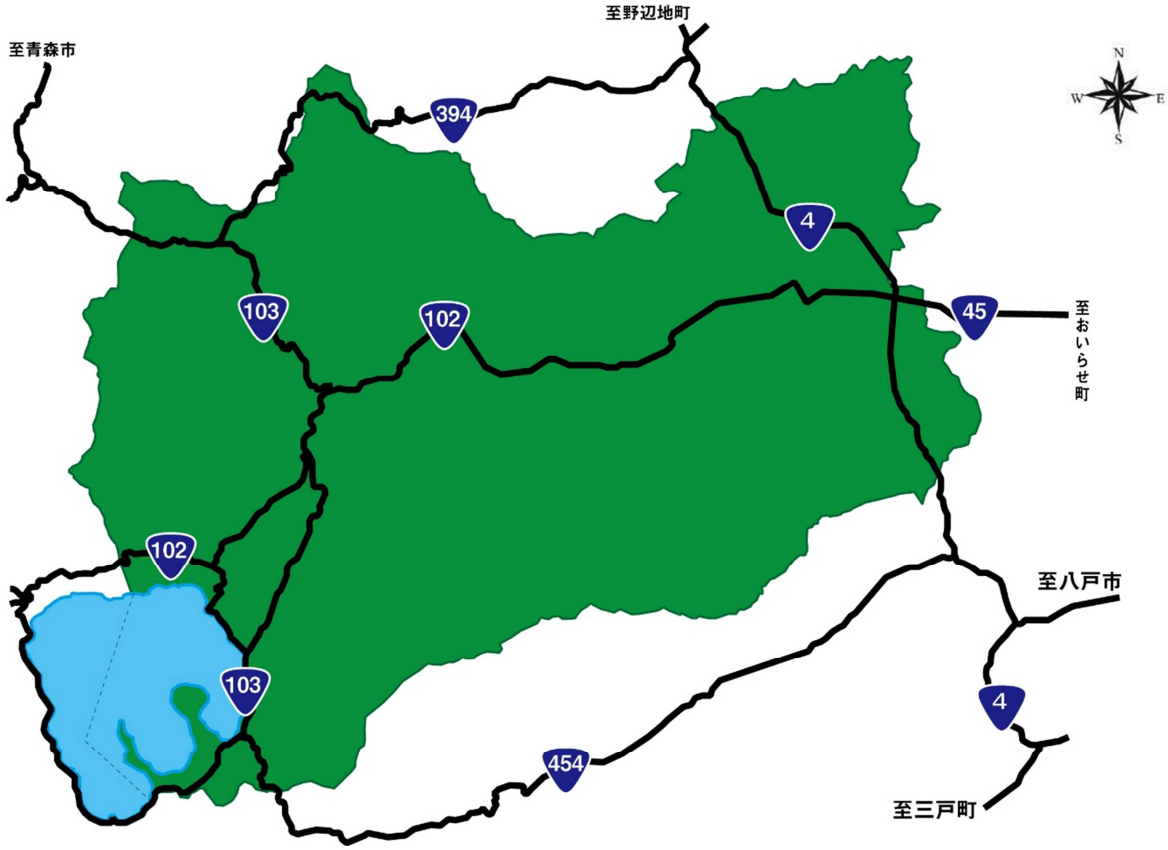
○ 十和田湖や奥入瀬渓流、八甲田山系を含む市域面積の約３分の１が十和田八幡平国立公園に指定されています。さらに、十和田湖と奥入瀬渓流は、国の特別名勝及び天然記念物にも指定され、全国的に有名な観光資源となっています。

図表　広域的な位置



○ 市の骨格を形成する幹線道路として、首都圏と青森市を結ぶ国道４号や本市と八戸市方面を結ぶ国道 45 号、十和田湖などへ連絡する国道 102 号などの国道が東西南北に走っています。

図表　幹線道路網の状況



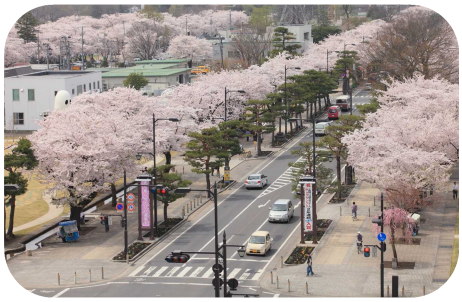
（２）まちの歩み

○ 本市の発展は、幕末期の安政２（1855）年、盛岡藩の勘定奉行・新渡戸傅たちによる三本木原開拓事業に端を発しています。この事業は、人工河川である稲生川上水の完成と新たな都市づくりを目的としたもので、京都を模した碁盤目状の区画が施された市街地は、近代都市計画のルーツと称されています。

○ 明治期に入ると、明治 18（1885）年に旧陸軍軍馬局出張所（のちの軍馬補充部三本木支部）が開設されたことにより、馬の一大産地として全国に名を馳せるようになりました。明治 41（1908）年には、文人の大町桂月が十和田湖への紀行文を発表したことが契機となり、十和田湖・奥入瀬渓流が観光地として脚光を浴びるようになりました。その後、道路などの整備が進められ、昭和 11（1936）年には、十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田山系が国立公園に指定されています。

○ 昭和期に入ると、三本木原開拓事業は国営開墾事業として継承され、三本木原台地は県内屈指の穀倉地帯として発展を遂げました。また、昭和 24（1949）年には、市内の旧青森県農業試験場藤坂支場において、冷害に強い稲の品種、「藤坂５号」が開発されたことで、安定的な稲作が可能となり農業地域としての発展に大きく寄与しました。

○ 戦後は、軍馬補充部（約 40 ㎢）の開放により、市街地の都市計画が進められ、新たに官庁街や中央公園、住宅街などが整備され、美しく近代的な都市景観が形成されました。特に、官庁街通りは「駒街道」の愛称で市民に親しまれ、昭和 61（1986）年には、旧建設省から「日本の道・100 選」に選定されています。


＜官庁街通り（駒街道）＞

○ 旧十和田市は、昭和 30（1955）年２月に、三本木町、大深内村、藤坂村の１町２村が合併して三本木市となり、同年３月に四和村を編入し、昭和 31（1956）年 10 月には十和田市に改称されています。

○ 旧十和田湖町は、明治 22（1889）年４月に、法量村、奥瀬村、沢田村の３村が合併して法奥沢村となり、昭和６（1931）年９月には十和田村、昭和 30（1955）年４月には十和田町、昭和 50（1975）年４月には十和田湖町に改称されています。

○ その後、平成 17（2005）年１月に旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、現在の十和田市となっており、令和７（2025）年１月に合併 20 周年を迎えています。

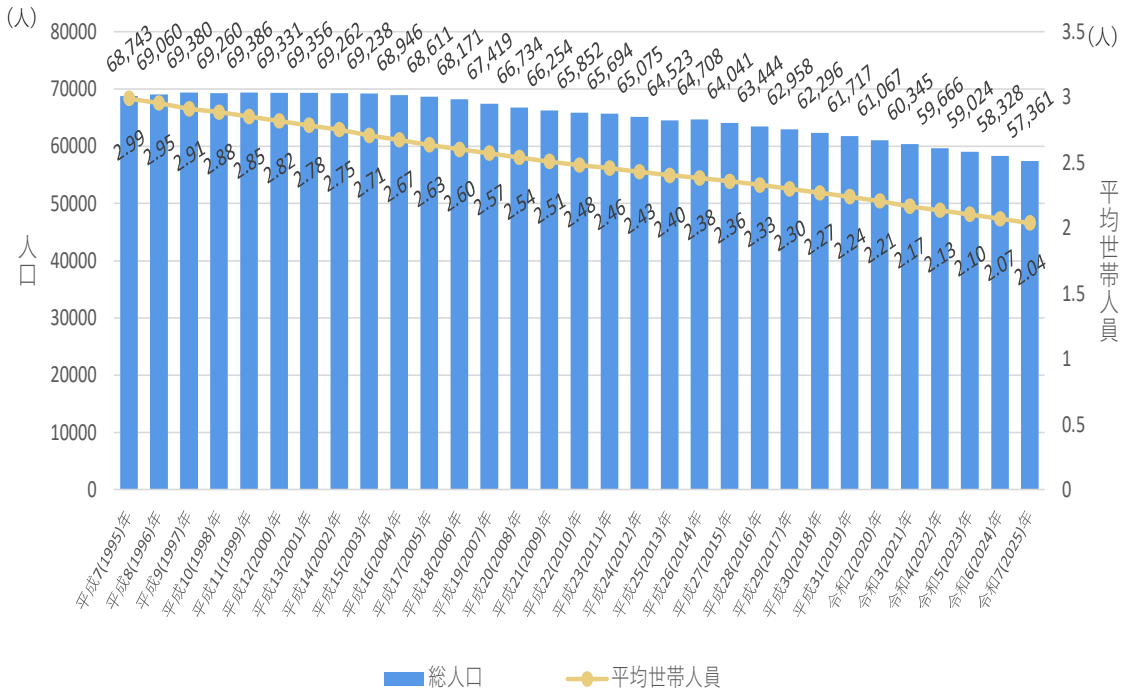
（３）人口・世帯数

○ 本市の令和８（2026）年１月１日現在の総人口は 56,664 人となっています。

○ 本市の人口は、平成 11（1999）年の 69,386 人をピークに減少局面に移行しています。また、減少ペースは年々加速し、平成 27（2015）年の 64,041 人から令和７（2025）年の 57,361 人まで、10 年間で 10.4%減少しています。

○ 一方、世帯数は、ほとんどの期間対前年比プラスで推移していますが、平均世帯人員は平成７（1995）年以降、縮小傾向が続いており、日本人のみで比較すると、平成７（1995）年の 2.99 人から令和７（2025）年の 2.04 人と、31.8%減少しています。

図表　住民基本台帳に基づく本市の平均世帯人員の推移



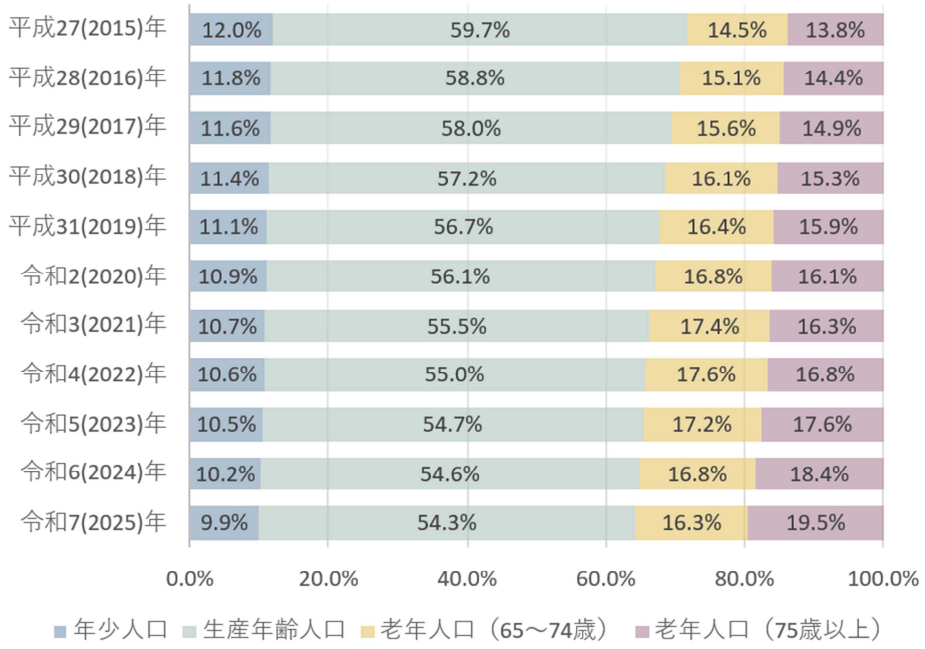
※　平成 25（2013）年までは３月 31 日時点、平成 26（2014）年以降１月１日時点。
　　平成 24（2012）年までは日本人人口、平成 25（2013）年以降は外国人を含む総人口。
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

○　令和７（2025）年１月１日現在の年齢３区分別の人口構成比は、年少人口（０～14 歳）が 9.9%（5,692 人）、生産年齢人口（15～64 歳）が 54.3%（31,137 人）、老年人口（65 歳以上）が 35.8%（20,532 人）となっています。

○　平成 27（2015）年以降の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は、概ね対前年比マイナスで推移しており、令和７（2025）年では平成 27（2015）年と比べ、年少人口が 26.1%（2,011 人）減、生産年齢人口が 18.5%（7,074 人）減と、大きく減少しています。特に、若年人口（20～39 歳）の減少が著しいことが課題といえます。

○　一方、老年人口は、一貫して対前年比プラスで推移しており、なかでも 75 歳以上の人口が平成 27（2015）年の 8,867 人から令和７（2025）年の 11,157 人と、25.8%（2,290 人）増と大きく増加しています。

図表　年齢区分別人口構成比の推移



※ 各年１月１日時点

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

図表　年齢区分別人口の推移

		平成27(2015)年	平成28(2016)年	平成29(2017)年	平成30(2018)年	平成31(2019)年	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	令和7(2025)年	平成27(2015)年～令和7(2025)年 増減数(人) 増減率(%)
総数(人)		64,041	63,444	62,958	62,296	61,717	61,067	60,345	59,666	59,024	58,328	57,361	▲6,680
年少人口(0～14歳)	実数(人)	7,703	7,457	7,279	7,086	6,869	6,670	6,487	6,352	6,201	5,957	5,692	▲2,011
	増減率(%)		▲3.2	▲2.4	▲2.7	▲3.1	▲2.9	▲2.7	▲2.1	▲2.4	▲3.9	▲4.4	▲26.1
	構成比(%)	12.0	11.8	11.6	11.4	11.1	10.9	10.7	10.6	10.5	10.2	9.9	
生産年齢人口(15～64歳)	実数(人)	38,211	37,285	36,516	35,623	34,965	34,272	33,504	32,819	32,315	31,827	31,137	▲7,074
	増減率(%)		▲2.4	▲2.1	▲2.4	▲1.8	▲2.0	▲2.2	▲2.0	▲1.5	▲1.5	▲2.2	▲18.5
	構成比(%)	59.7	58.8	58.0	57.2	56.7	56.1	55.5	55.0	54.7	54.6	54.3	
老年人口(65歳以上)	実数(人)	18,127	18,702	19,163	19,587	19,883	20,125	20,354	20,495	20,508	20,544	20,532	2,405
	増減率(%)		3.2	2.5	2.2	1.5	1.2	1.1	0.7	0.1	0.2	▲0.1	13.3
	構成比(%)	28.3	29.5	30.4	31.4	32.2	33.0	33.7	34.3	34.7	35.2	35.8	
うち75歳以上	実数(人)	8,867	9,129	9,355	9,549	9,786	9,846	9,834	10,002	10,360	10,748	11,157	2,290
	増減率(%)		3.0	2.5	2.1	2.5	0.6	▲0.1	1.7	3.6	3.7	3.8	25.8
	構成比(%)	13.8	14.4	14.9	15.3	15.9	16.1	16.3	16.8	17.6	18.4	19.5	

※ 各年１月１日時点

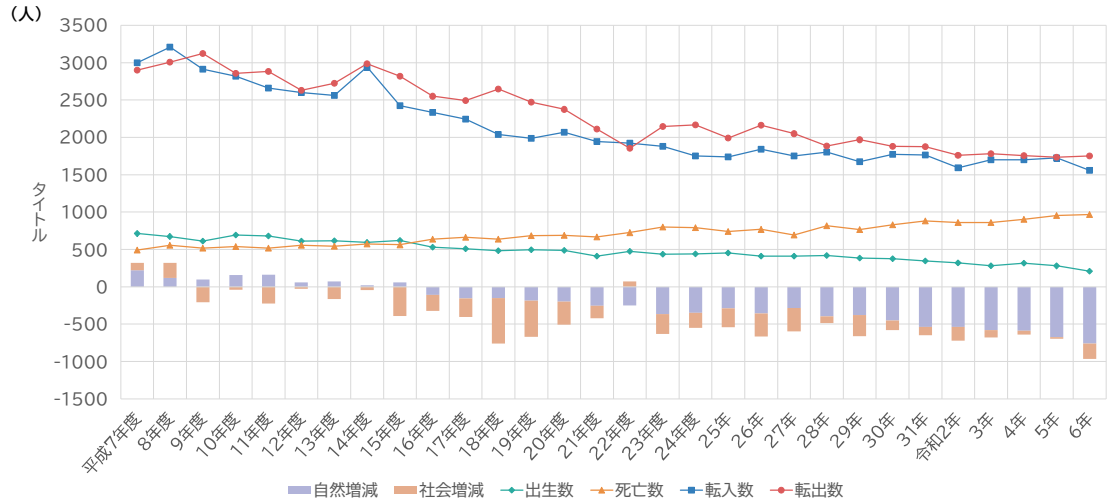
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

○ 本市における自然動態（出生・死亡）及び社会動態（転入・転出）について、過去 30 年間の推移をみると、自然動態は平成 15（2003）年まで一貫して出生者数が死亡者数を上回る自然増で推移していましたが、平成 16（2004）年を境に死亡者数が出生者数を上回る自然減に移行し、その減少数は拡大し続けています。

○ 一方、社会動態は平成９（1997）年以降、ほとんどの年において転出者数が転入者数を上回っており、減少数の増減を繰り返しながらも、転出超過の傾向が続いています。

○ この結果、本市の人口は、平成 13（2001）年以降対前年比マイナスが続き、その減少幅は、主に自然減の加速によって拡大傾向にあります。

図表　住民基本台帳に基づく本市の人口動態の推移



※ 平成 24（2012）年までは４月１日～３月 31 日、平成 25（2013）年以降は１月１日～12 月 31 日の合計値。
　平成 23（2011）年までは日本人人口、平成 24（2012）年以降は外国人を含む総人口についての人口動態。

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

（４）産業

＜農林水産業＞

○ 広大かつ平坦な農地を有する本市は、県内有数の農畜産業の盛んなまちとして発展を遂げてきました。作付面積の多いにんにくをはじめ、ながいも、ねぎ、ごぼうなどの野菜の生産や、肉用牛をはじめとする畜産業は、本市の地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っています。また、地域団体商標に登録された十和田湖ひめますのブランド化にも取り組んでおり、今後も特産品のＰＲ強化や付加価値をさらに高めていくことが求められます。

○ 一方、農畜産物の輸入や国内の産地間競争の激化など、全国的に農林水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、本市においても農業従事者の高齢化や後継者不足の状況が続いています。

○ 担い手の育成・確保をはじめとする生産体制の整備、森林や湖・河川などの環境保全や生産基盤の整備などを図ることは、地域経済の活性化や既存の集落機能を維持する上でも、極めて重要なまちづくりの課題の一つといえます。

〈県内有数のブランド力を誇る本市の主要産物〉



＜にんにく・ながいも・ねぎ・ごぼう＞



＜十和田湖ひめます＞



＜十和田湖和牛＞

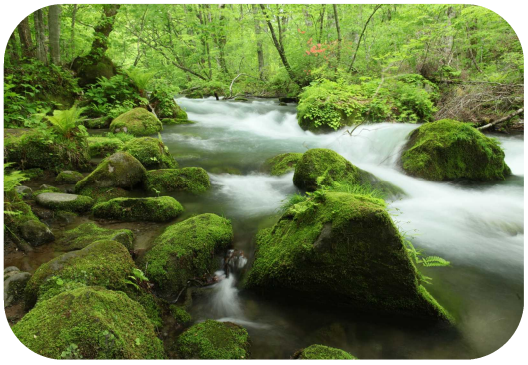
＜観光業＞

○ 本市は、日本有数の景勝地である十和田湖・奥入瀬渓流・八甲田山系、また、蔦温泉・谷地温泉・猿倉温泉といった温泉群、「日本の道・100 選」に選ばれた官庁街通り、十和田市現代美術館、駒っこランドなどの多彩な観光資源を有し、県内でも有数の観光地となっています。

○ 令和元（2019）年に 316 万人あった観光入込客数は、コロナ禍により令和３（2021）年には 169 万人まで落ち込みましたが、その後増加傾向に転じ、令和６（2024）年には 307 万人まで回復しています。特に訪日外国人客が大きく増加しており、令和６（2024 年）年は前年度比 1.5 倍と、コロナ禍前を上回っています。



＜十和田湖＞



＜奥入瀬渓流＞

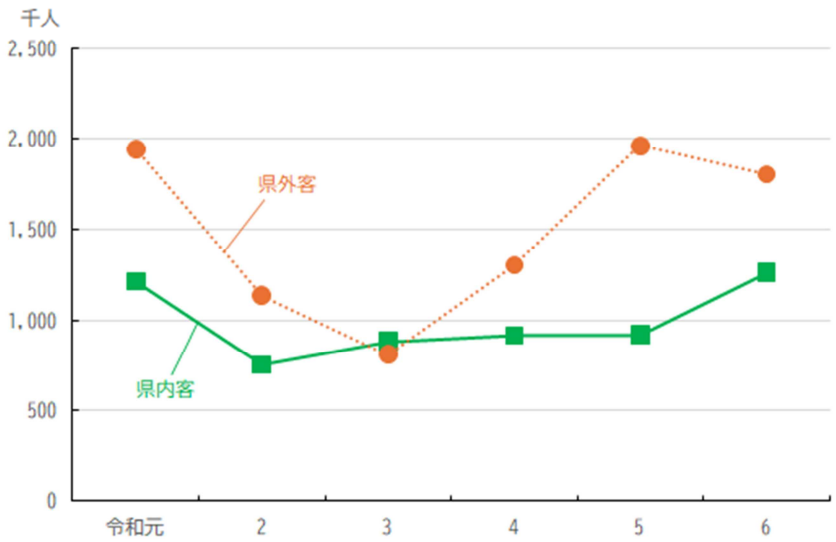


＜十和田市現代美術館＞



＜駒っこランド＞

図表　市内への観光入込客数（県内客と県外客）



出典：青森県「令和６年青森県観光入込客統計（2024, 1-12)」を加工して作成

○　他地域から、より多くの人や消費を市内へ引き込み、市全体の経済の活性化に結び付けるためには、観光の舵取り役として平成 31（2019）年３月に設立された、一般社団法人十和田奥入瀬観光機構をはじめとする民間事業者との緊密な連携・協力が極めて重要です。

○　また、観光振興はもとより、地元産品を含めた多彩な地域資源を磨き上げ、魅力を高めるとともに、ターゲットを明確にした効果的な観光誘客活動など、持続可能な観光地域づくりを進める必要があります。

＜商業・サービス業＞

○　全国的な傾向と同様に、本市においても人々の日常生活における日々の消費行動の範囲が大きく広がるとともに、インターネット通販の普及など、消費者の選択肢が格段に拡大したことなどを背景に、既存の商店街は衰退傾向にあり、空洞化が顕著となっています。

○　商店街は、様々な商品・サービスを提供する商業の場であるとともに、地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援など、様々な地域課題に対応するための受け皿として、その機能の維持・向上が求められています。

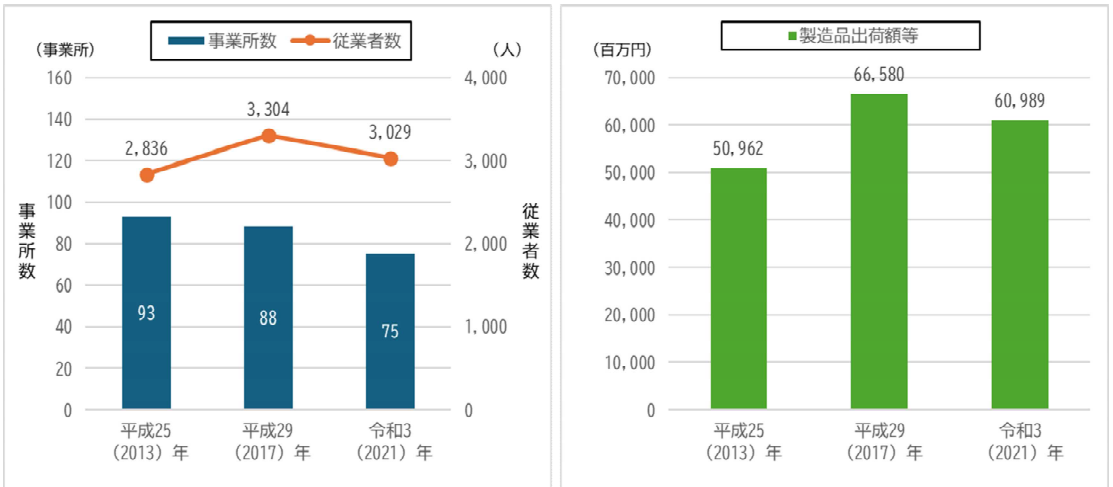
○ 地域の創意工夫のもと、より多くの来街者を商店街へと引き込むことで、域内消費の拡大のみならず、地域コミュニティなどの機能向上にも結び付くよう、来街者のニーズや特徴を踏まえた地域密着型の取組に対する支援の強化を図るほか、市民の暮らしの質を高め、様々な地域課題の解決に資するよう、多種多様なサービス産業の振興に取り組む必要があります。

＜工業＞

○ 令和３（2021）年 12 月末現在、本市の工業は、事業所数が 75 事業所、従業者数が 3,029 人、製造品出荷額等が 609 億 8,861 万円であり、平成 25（2013）年と比べると、事業所数は約２割減少していますが、従業者数及び製造品出荷額等は増加しています。また、産業中分類別では、食料品製造業が突出しており、市全体の事業所数の約２割、従業者数の約３割、製造品出荷額などの約５割を占めています。

○ 本市では、市内企業の活性化及び雇用機会の創出に向けた企業誘致活動を積極的に推進するとともに、関係機関との連携及び支援体制の強化に取り組んでいますが、地域経済の活力の維持・増進を図るために、今後さらに取組を強化する必要があります。

図表　工業の推移



出典：総務省統計局「経済センサス-活動調査」

図表　産業中分類別の工業

区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額等（万円）
製造業計	75	3,029	6,098,861
食料品製造業	15	943	3,100,270
飲料・たばこ・飼料製造業	5	44	49,675
繊維工業	4	231	71,587
木材・木製品製造業（家具を除く）	6	148	284,907
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	45	X
印刷・同関連業	5	39	48,230
石油製品・石炭製品製造業	2	22	X
窯業・土石製品製造業	7	71	127,895
金属製品製造業	8	327	800,733
はん用機械器具製造業	2	21	X
生産用機械器具製造業	4	226	377,046
電子部品・デバイス・電子回路製造業	9	787	909,472
電気機械器具製造業	2	93	X
情報通信機械器具製造業	1	12	X
その他の製造業	3	20	16,956

※従業員 4 人以上の事業所
※表中の「X」は、事業所数が 1 又は 2 の事業者に関する数値で、掲載すると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した
出典：総務省統計局「令和３年経済センサス-活動調査」

（５）行財政

○ 本市は、歳入の多くを地方交付税などの依存財源に頼っています。令和６（2024）年度の一般会計決算をみると、歳入の内訳は、国・県支出金が 114 億 4,436 万円（構成比 29%）で最も多く、次いで地方交付税の 106 億 8,085 万円（27%）、市税の 72 億 519 万円（18%）の順であり、依存財源が 284 億 9,432 万円で歳入総額の 71%を占めています。

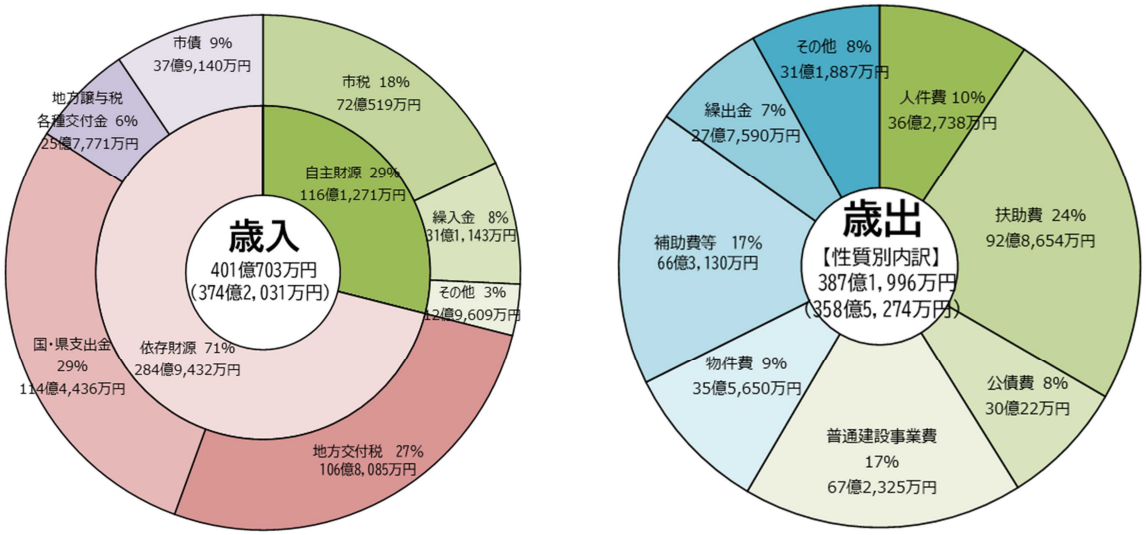
○ 歳出の内訳は、扶助費が 92 億 8,654 万円（構成比 24%）で最も多く、次いで普通建設事業費の 67 億 2,325 万円（17%）、補助費等の 66 億 3,130 万円（17%）の順となっています。

○ 法令の規定あるいはその性質上、支出が義務付けられているため、任意に削減することができない経費である義務的経費のうち、特に扶助費の占める割合が高い状態となっています。

○ 子育て支援・少子化対策や福祉・介護分野などの行政サービスの需要の増大、既存の公共施設の老朽化対策など、多様化・高度化する地域課題に対応するため、今後、歳出の増加圧力がより一層高まることが大いに懸念されます。

○ 本市が将来にわたり健全な自治体経営を堅持していくためには、団塊の世代が 75 歳以上に突入し、より一層扶助費の増大が懸念される今後 10 年から 20 年先までを見据えた上で、デジタル技術の活用などを含め、これまで以上に徹底した行財政改革に取り組み、新たな財源の捻出や予算の重点化などを積極的に推進する必要があります。

図表　令和６年度一般会計決算歳入・歳出の内訳



※１万円未満は四捨五入、（　）内は前年度数値
出典：十和田市「令和６年度　一般会計決算書」

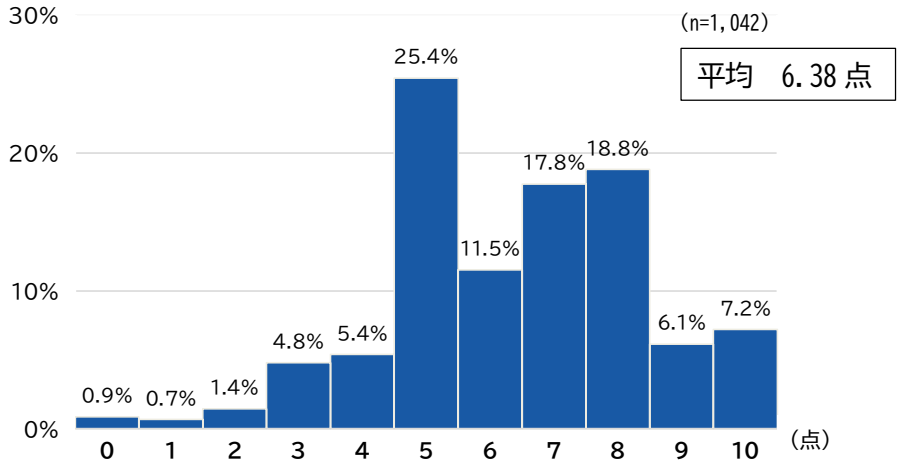
（６）市民の意識

○ 市民の生活動向や幸福度、市の各種取組に対する満足度・重要度などの市民ニーズを定量的に把握するため、令和７（2025）年度に市民アンケートを実施しました。

○ 市民の幸福度については、10 点満点中５点と回答した割合が最も高く 25.4%であり、平均は 6.38 点であったことから、中間よりもやや高いと感じられていることが分かりました。

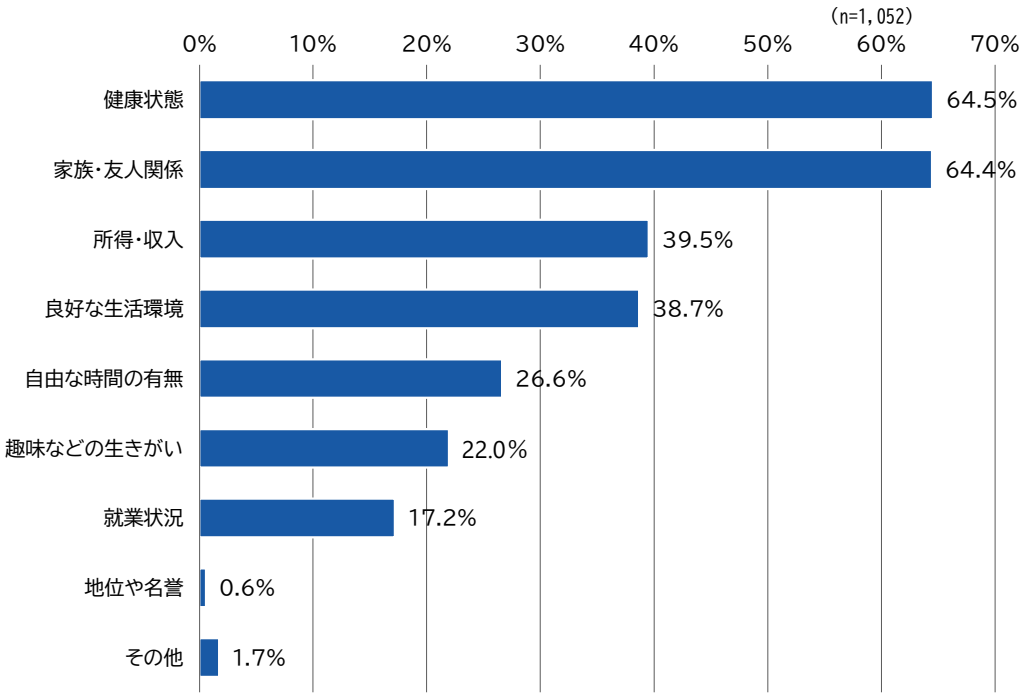
○ 幸福の実感を判断する上では、健康状態、家族・友人関係の割合が特に重視されており、所得・収入、良好な生活環境も高くなっていることから、引き続き、健康、コミュニティ、雇用、安全・安心などの充実を図り、市民一人ひとりが幸福を実感できるまちづくりを推進する必要があります。

図表　幸福度の点数別回答割合



出典：十和田市「令和７年度第３次十和田市総合計画策定に係る市民意識調査報告書」

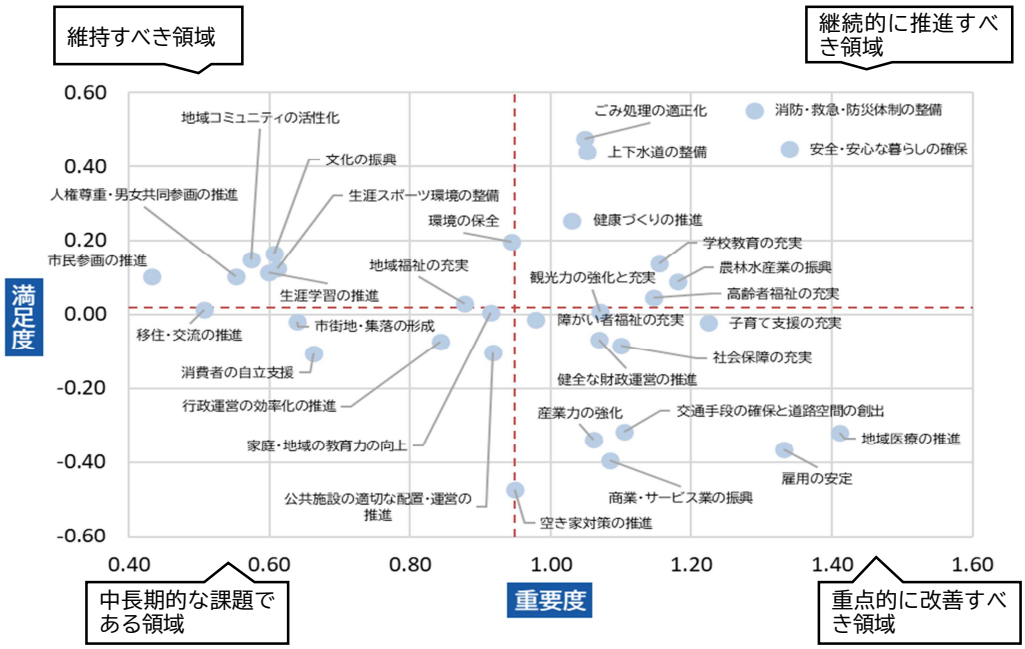
図表　幸福の実感を判断する上で重視すること



出典：十和田市「令和７年度第３次十和田市総合計画策定に係る市民意識調査報告書」

○ 本市において、市民の満足度と重要度がともに高い施策は、「消防・救急・防災体制の整備」、「安全・安心な暮らしの確保」などとなっています。一方、重要度は高いが満足度が低い施策は、「地域医療の推進」、「雇用の安定」などとなっており、今後重点的に取り組む必要があります。

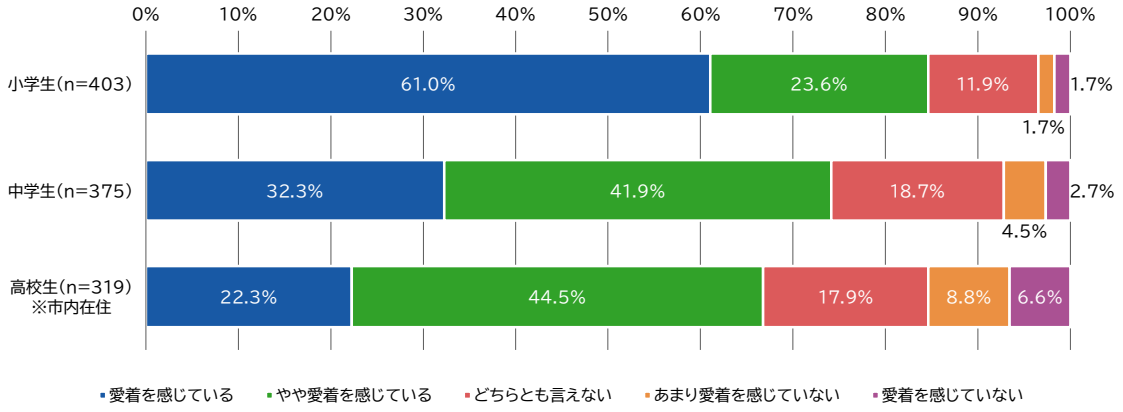
図表　施策の満足度・重要度（関係図）



出典：十和田市「令和７年度第３次十和田市総合計画策定に係る市民意識調査報告書」

○ 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対して実施したアンケートでは、本市に愛着を感じている小学生は 84.6%、中学生は 74.2%、高校生は 66.8%であり、学齢が上がるにつれて割合が低下していることから、愛着や誇りをもち続けることができるまちづくりを推進する必要があります。

図表　本市への愛着



出典：十和田市「令和７年度第３次十和田市総合計画策定に係る市民意識調査報告書」

3 今後のまちづくりに向けた重点課題

国内の社会経済の動向、人口減少による将来的な人口構造の変化、本市の強みや弱みなどの特徴や市民ニーズなどを踏まえ、今後のまちづくりに向けた重点課題を次のとおり設定します。

1　すべての市民が健やかに活き活きと活躍し続けられる地域社会づくり

○　すべての市民が、住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けることができるよう、地域福祉を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

○　誰もが生涯を通じて活き活きと地域で活躍し続けられるように、健康づくりを促進し健康寿命を延伸するとともに、まちづくりを支える担い手として地域社会に参画する機会を設ける必要があります。

2　働きたくなる魅力的な産業の強化・雇用の確保

○　人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止め、地域経済の活力を維持・向上させるため、既存の産業をさらに強化し、働きたくなる魅力的な環境を整備する必要があります。

○　本市が強みとしている農林水産業は、「とわだ産品」の高付加価値化やＰＲ強化など、観光業は、周遊の促進や市街地への誘客などのさらなる強化に加え、関連産業の振興が必要です。

○　既存産業の持続的な経済活動の確立と生産性の向上を図るとともに、生産・販売額を拡大し、自立的で発展力のある市内経済の実現に向けて、雇用の確保・創出への支援を引き続き充実させる必要があります。

3　市の未来を担う子どもたちを産み・育てやすい環境の充実

○　未来のまちづくりを担う子どもたちを育むためには、一人ひとりが望む家族の形で、安心して子どもを産み・育てられるよう、結婚や出産、子育ての支援を強化する必要があります。

○　将来親となる若年人口の減少が著しいことを踏まえ、若い世帯が子育てをしやすいように経済的負担への不安を減らすとともに、いったん市外に出た若者などを含め、本市で子育てしたいと思える、子育て・教育環境を充実させることも必要です。

○　子どもや若者、子育て当事者の意見を聴き、すべての子どもが自分らしく成長できる環境づくりを進める必要があります。

4　安全・安心で快適・便利な暮らしを支える諸機能の充実

○　より多くの人から住み続けたいと支持される、安全・安心かつ快適・便利な暮らしをしっかりと支えるため、道路・上下水道などのインフラ施設や、買い物・交通環境、防災・防犯など、ハード・ソフトの両面から、日常生活に欠かせない諸機能の維持・向上を図る必要があります。

5　持続可能なまちづくりを支える実効性の高い自治体経営の推進

○　将来にわたって市民一人ひとりが幸せを実感し、まちへの誇りをもつことができるまちづくりを持続可能な形で推進していくため、人口減少を正面から受け止めた上で、より広い分野において多様な主体と協働するとともに、デジタル技術などを積極的に活用し、効果的で効率的な自治体経営に取り組む必要があります。

○　ＥＢＰＭにより政策目的を明確化するとともに、ＰＤＣＡサイクルに基づいた、より高い実効性を伴った強固な経営基盤を構築することも必要です。

＜基本構想編＞

Ⅱ まちづくりの目標

1 まちの将来都市像

わたしたちが生活する十和田市は、雄大な自然環境に囲まれ、県内有数の農畜産業の拠点として発展を遂げてきました。市内西部には、国立公園に指定されている十和田湖や奥入瀬渓流、八甲田山系といった景勝地が広がり、訪れる人に癒しを与えるとともに、自然とともに生きる文化を育んできました。また、近代都市計画のルーツである碁盤の目に区画された美しい街並み、「日本の道・100 選」に選ばれた官庁街通り、現代美術館を中心にまちなかに広がる国内外の著名アーティストによる作品や日本を代表する建築家たちが手がけた建築物、にんにくやながいもなどに代表される安全でおいしい良質な農産物など、市民の誇りとして大切に受け継がれてきた多彩で豊かな地域資源を有しています。

近年、日本各地では地球環境や気候の急激な変化の影響による豪雨災害の増加など、長く守られてきた自然が損なわれる事態が相次いでいます。また、人口減少や少子高齢化により、地域の文化を継承する担い手の不足なども深刻な課題となっています。本市においても、急速な人口減少と超高齢社会が進行し、これまで大切に受け継がれてきた豊かな自然と文化を未来に継承することは、今後厳しさを増すことが見込まれています。

このような中、まちへの愛着や誇りは、移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大につながる重大な要素であることから、地域の魅力を再認識する機会の充実とともに主体的な関わりを促す環境づくりを進め、シビックプライド（まちへの誇り）の醸成を図ることが重要となります。

第３次十和田市総合計画では、田舎すぎず都会すぎない、「ハイレベルな田舎まち」とも言える現在のまちが、優しさの感じられる田園都市として発展するとともに、そこに生活する市民一人ひとりが主体的に挑戦し光輝くことで、まちも人も成長し続けるとの思いを込め、将来都市像として「自然あふれる煌めくまち」を掲げました。

住む人や訪れる人たちが、豊かな自然と文化、人のあたたかさに触れ、「住みたい」「住み続けたい」「関わりたい」と思える誇りと愛着を育むとともに、多様な価値観を尊重しながら、生活の満足度や安心感といったウェルビーイング（幸福度）を高め、市民一人ひとりが「このまちで暮らしてよかった」と実感し、生涯にわたって幸せを感じられる幸福度№１のまちを目指します。

■ 将来都市像

～幸福度№１～　自然あふれる煌（きら）めくまち　とわだ

2 まちづくりの基本理念

第３次十和田市総合計画では、将来都市像の実現に向けて、すべての分野にわたって共通する「まちづくりの基本理念」を次のとおり掲げます。

１　多様な個性が光り、誰もが自分らしく、幸福なまちづくり

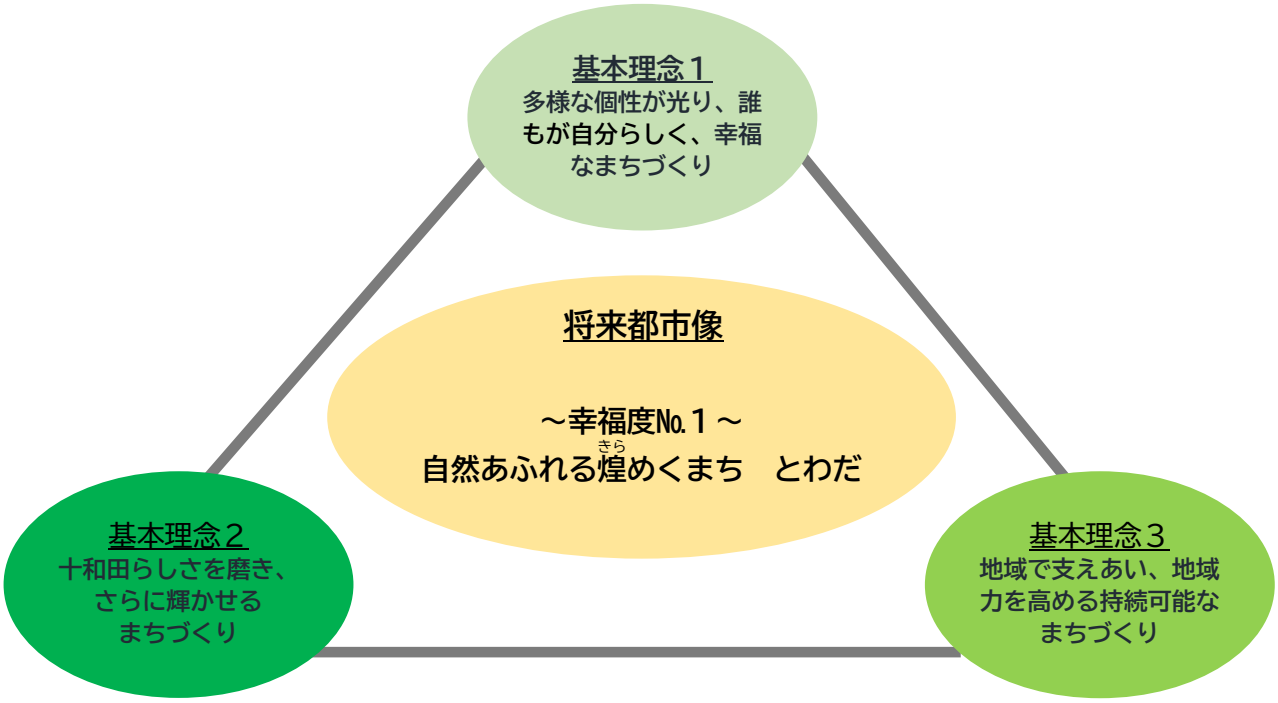
多様化が進む現代において、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、市民の誰もがまちづくりに参画し、それぞれの個性や価値観を尊重し合いながら、主体的に挑戦を続けられる環境づくりを進めることにより、市民一人ひとりが自分らしく活き活きと活躍できる、幸福なまちづくりを推進します。

２　十和田らしさを磨き、さらに輝かせるまちづくり

恵まれた自然環境や、「アートのまち」として培ってきた文化芸術資源を活かし、「十和田らしさ」に磨きをかけてブランド力を高め、市民一人ひとりが故郷に強い誇りと深い愛着をもつとともに、それらの魅力を市内外に発信することにより、地域への新しいひとの流れをつくる、個性豊かで活力あふれるまちづくりを推進します。

３　地域で支え合い、地域力を高める持続可能なまちづくり

市民一人ひとりと地域社会とのつながりをつくり、地域に貢献する気持ちを育むことで、支え合いを通じ市民が住みやすいまちになるよう、様々な場面で互いに助け合い、住み慣れた地域で、いつまでも安全・安心で快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりを推進します。



3 まちづくりの政策

まちづくりの基本理念のもと、主たる分野ごとに、今後どのようなまちを目指すのかを「まちづくりの政策」として、次のとおり掲げます。

【政策１】結婚・子育て・教育
“ここで育てたい”を叶える、子育てフレンドリーなまち

○ 地域社会全体のネットワークにより、子育て・子育ちを温かく見守り、支えるとともに、子どもがまちづくりに参加する権利を尊重し、子どもや若者の意見を取り入れた施策を推進します。

○ 学校教育をはじめとする教育環境の充実を図りながら、次の世代を担う子どもたちが、自立した個人として等しく健やかに成長することができるまちづくりを行います。

○ これまでの急激な少子化や急速な人口減少の流れに歯止めをかけるため、結婚や出産の希望を叶え、子育てをしたいまちとして選ばれるよう、結婚・妊娠・出産・子育て・教育に対する切れ目のない支援体制を構築し、若者や子育て世代の定着を図ります。

【政策２】健康・医療・福祉
“誰もが自分らしく”生きられる、ウェルビーイングなまち

○ すべての市民が、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会の実現を目指して、保健・医療・福祉機関などとの連携のもと、ワンヘルスの視点も踏まえた、包括的な支援体制を整備し、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

○ 心身ともに健康で将来にわたり活き活きと自立した生活を送ることができるよう、乳幼児から高齢者まで、市民一人ひとりのライフステージに応じた総合的かつ予防重視の健康づくりの推進に加え、デジタル技術の活用によって医療・福祉サービスの高度化を進め、健康寿命の延伸を図ります。

○ 多様な人が支え合うことで、高齢者も障がいを抱える方もそれぞれの個性や経験・知識を活かして働くことのできる環境を整え、誰もが社会とのつながりをつくり、地域に貢献している実感をもつことができる地域社会づくりを推進します。

【政策３】産業振興・地域活性化
“来たくなる・住みたくなる”魅力と活力があふれるまち

○ 本市がもつ魅力あふれる「とわだ産品」のブランド力を向上させるとともに、市ならではの観光資源である自然の恵みと現代アートを融合した観光戦略により、多くの人々や消費を引き込みます。

○ 資源の積極的な活用や働く人のニーズに合わせた環境の整備を通じ、市内外の多様な主体を巻き込みながら雇用の確保に取り組むことにより、活発な経済活動を推進し、自立的で発展力のある市内経済の実現を目指します。

○ 市内外に本市を愛する人を増やし、移住・定住の促進に加え、関係人口の創出・拡大を図るため、本市がもつ魅力や価値を効果的に発信し、地域の活性化と持続的な発展を目指します。

【政策４】都市基盤・環境
“住みやすい”を支える、自然と調和した快適なまち

○ 買い物や移動など、だれもが快適な日常生活を送ることができるよう、移動に困難を抱える人を支援します。

○ 居住・商業・行政・教育・医療などの多様な都市機能の充実を図るとともに、市内のどの地域に住んでいても必要な行政サービスを受けられる体制の整備に努めます。

○ 老朽化が進む公共施設や道路、上下水道などの市民の生活を支えるインフラ施設を計画的に更新し、長寿命化を図ることで、持続可能な都市基盤の構築に努めます。

○ 十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田山系などの豊かな自然環境の保全や循環型社会の形成などに取り組むことで、快適で環境にやさしいライフスタイルの普及定着を図ります。

○ 人口減少に伴い増加が見込まれる遊休地や空き家の利活用を促進し、地域の魅力とにぎわいの維持向上を図ります。

【政策５】安全・安心
“地域の絆”が守り抜く、強くてしなやかな安心のまち

○　自然災害や犯罪をはじめとする、あらゆる危機事象から市民の尊い生命と貴重な財産、ふるさとを守り、より安全で安心な生活が実現できるよう、災害・犯罪が起こりにくい環境づくりや、危機管理・対応体制の強化を推進します。

○　地域主体の防災・防犯活動をはじめ、市民一人ひとりの地域活動を後押しし、地域のコミュニティを活性化させることで、それぞれ自助・共助・公助という３つの役割を果たしながら、官民が一体となった安全・安心なまちづくりを推進します。

【政策６】生涯学習・文化・スポーツ
“心豊かに”一人ひとりが地域社会を創造するまち

○　誰もが気軽に、楽しく学び、いつまでも活躍し、心豊かに充実した生活を送ることができるよう、学習機会の提供や社会参加活動への支援などを通じた、「学び」の成果を地域に生かす社会教育を推進します。

○　市民一人ひとりが生涯にわたり心身の健康を保持・増進し、地域の交流やまちづくりにつながるよう、引き続き、世代を超えて運動やスポーツを身近に親しめる場を維持します。

○　本市に対する強い誇りと深い愛情の醸成や地域社会の活力の向上に結びつくよう、文化・芸術活動への支援や貴重な文化遺産などの保存・活用、アートを活かしたまちづくりを推進するとともに、主体的に地域の未来を切り拓く“人づくり”を目指します。

【政策７】自治体経営
“市民とともに”未来を拓く、持続可能なまち

○　将来にわたって市民一人ひとりが幸せを実感できるウェルビーイングなまちづくりを推進していくため、「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の基本的な考え方のもと、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの責任と役割をしっかりと自覚し、相互の密接な連携と協力に根ざした協働のまちづくりを推進します。

○　ＥＢＰＭの考え方を取り入れ、費用対効果を十分に勘案しながら、選択と集中を徹底し、限りある行政経営資源を最適に活用するとともに、デジタル技術の活用を含めた行財政改革を推進し、ＰＤＣＡサイクルに基づいた、より高い実効性を伴った強固で持続可能な経営基盤の確立を図ります。